

薬 第 1906 号
令和 3 年 9 月 27 日

一般社団法人 大阪府薬剤師会 会長 様
日本チェーンドラッグストア協会 大阪府支部長 様

大阪府健康医療部長

医療用麻薬等取扱いにおけるセルフチェックリストの実施について（お知らせ）

平素より、本府薬務行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

大阪府薬務課では、麻薬小売業者の皆様を対象とした、麻薬等取扱いセルフチェックリストを配布いたします。

業務所が大阪市、堺市、東大阪市のいずれかに所在している麻薬小売業者（令和 3 年 9 月 1 日時点で免許を取得している業務所）に、別添通知及び麻薬等取扱いチェックリストを個別に FAX 又は郵送にて送付しております。

本チェックリストについて貴会会員の皆様より問い合わせがある場合は、以下の連絡先を御案内下さいますようお願いいたします。

担当：大阪府健康医療部 生活衛生室薬務課 麻薬毒劇物グループ 木戸、高田 TEL:06-6941-9078（直通） FAX:06-6944-6701 E-mail:yakumu-g24@gbox.pref.osaka.lg.jp



薬 第 1 9 0 6 号
令 和 3 年 9 月 2 7 日

薬務課管内 麻薬小売業者 様

大阪府健康医療部生活衛生室長

医療用麻薬等取扱いにおけるセルフチェックリストの実施について（回答依頼）

平素より、本府薬務行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、本府薬務課では、麻薬小売業者を対象に、医療用麻薬等の管理・取扱いに役立てていただくことを目的とした麻薬等取扱いセルフチェックリストを作成いたしました。

つきましては、チェックリストに沿って自己点検を実施していただき、以下の専用ページ又は郵送にて御回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象 業務所が大阪市、堺市、東大阪市のいずれかに所在している麻薬小売業者
（令和3年9月1日時点で免許を取得している業務所）
※本年度は試験的に薬務課管内の麻薬小売業者のみ対象とします。
- 2 実施期間 令和3年10月1日から11月30日の間
- 3 内容 医療用麻薬等の取扱いについてのセルフチェックリストです。パソコン・スマートフォン等から以下のURLを入力又はQRコードの読み込みを行い、実施期間中に御回答下さい。

<https://00m.in/eARH1>

(ゼロゼロ) (イーエーアルエイチエル)

- ・インターネット環境がない業務所におかれましては、チェックリストに記入いただき、用紙を以下の宛先まで御郵送下さい。
- ・当セルフチェックリストにより得た情報は、定期的の実施しております立入検査の参考といたします。



担当：大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ 木戸、高田
〒540-8570 大阪府中央区大手前 2-1-22
TEL:06-6941-9078（直通）
FAX:06-6944-6701
E-mail:yakumu-g24@gbox.pref.osaka.lg.jp

麻薬等取扱いセルフチェックリスト

確認実施日	令和 年 月 日
業務所住所	大阪市・堺市・東大阪市
業務所名称	
麻薬小売業者免許番号	第 号
電話番号	

〈麻薬〉

1 保管・管理 手引き P4～5 第4 保管・管理(1)2) 保管

- ☐ (1) 麻薬は、麻薬専用の**固定**した金庫又は容易に移動できない金庫(重量金庫)にて保管している。
- ☐ (2) 期限切れの麻薬であっても廃棄するまでは、在庫として麻薬金庫内で適切に管理している。
- ☐ (3) 麻薬金庫内に麻薬以外の物(覚醒剤原料、向精神薬、毒薬、現金、帳簿など)を入れていない。

2 廃棄 手引き P5 第5 廃棄(1)

- ☐ 期限切れ等の陳旧麻薬を廃棄する際は、**薬務課職員立会いの下**廃棄している。

3 麻薬帳簿 手引き P6～11 第6 記録

- ☐ (1) **麻薬帳簿と在庫品目・数量は一致する。**
- ☐ (2) 麻薬帳簿はマイナス表記をするのではなく、在庫の出納通り、**その都度**記載している。

4 麻薬処方箋 手引き P3～4 第3 譲渡

- ☐ 麻薬処方箋に**麻薬施用者免許番号(0or1 で始まる 6 桁)**及び**患者住所の記載**がなければ、**その場で疑義照会**をしている。

5 譲受 手引き P5～11 第5 廃棄(2)、第6 記録(1)3)

- ☐ 患者から譲り受けた調剤済麻薬を**麻薬帳簿又は補助簿に記載後**、適切に廃棄し、記録を残している。

〈向精神薬〉

1 保管・管理 手引き 第4 保管・管理(2)、第6 事故の届出*

- ☐ (1) 向精神薬は薬局内において、業務に従事する者が盗難防止に必要な注意をしている場合以外(不在時や閉局時等)の時は、かぎをかけた設備内(施錠できる引出し等)に保管している。
- ☐ (2) 向精神薬の出納について、**定期的に数量確認**を行っている。

2 譲渡・譲受・廃棄等 手引き 第7 記録

- ☐ (1) **第一種及び第二種**向精神薬について、譲渡・譲受・廃棄の記録を薬局内に2年間残している。(購入伝票を別綴じすることでも可)
- ☐ (2) **偽造が疑われる**処方箋は、処方医に**疑義照会**をしている。
- 向精神薬が含まれている処方箋は、処方箋の端や処方医の印鑑の色等に特に注意して下さい。

<覚醒剤原料>

1 保管・管理

手引き P9～10 第 5 保管

- ☐ (1) 覚醒剤原料は**施錠**できる引き出し等に保管している。
- ☐ (2) 期限切れの覚醒剤原料であっても廃棄するまでは、在庫として保管庫内で適切に管理している。

2 廃棄

手引き P15 第 9 廃棄 1(1)

- ☐ 期限切れ等の陳旧覚醒剤原料を廃棄する際は、**薬務課職員立会い**の下廃棄している。

3 覚醒剤原料帳簿

手引き P11～14 第 8 記録

- ☐ (1) **覚醒剤原料帳簿と在庫品目・数量は一致する。**
- ☐ (2) 覚醒剤原料帳簿はマイナス表記をするのではなく、在庫の出納通り、**その都度**記載している。

4 譲受

手引き P5～8 第 3 譲受け・譲渡し、P11～15 第 8 記録(帳簿の記載例)、第 9 廃棄 1(2)

- ☐ (1) 患者から譲り受けた調剤済覚醒剤原料を覚醒剤原料帳簿又は補助簿に記載後、覚醒剤原料**譲受**届出書を提出している。
- ☐ (2) 患者から譲り受けた調剤済覚醒剤原料を覚醒剤原料譲受届出書提出後(又は提出日に)適切に廃棄し、記録を残し、廃棄後覚醒剤原料廃棄届出書を提出している。

※注意※

- 各項目の詳細や帳簿の記載例等は大阪府のホームページに掲載している手引きを御参照下さい。

大阪府ホームページ内で「麻薬」で検索→麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の取扱いについて

- ・麻薬小売業者の手引き
- ・薬局における向精神薬取扱いの手引き
- ・病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における覚醒剤原料取扱いの手引き

- 麻薬及び覚醒剤原料を、薬務課職員の立会いなしに廃棄してしまった。
- 閉局や移転・経営譲渡などで業務を廃止した際、50 日以内に薬務課職員立会いの下廃棄もしくは麻薬営業者に譲渡せず、50 日を超えて麻薬を所持している。都道府県を超えて麻薬を譲渡してしまった。
- 麻薬又は覚醒剤原料の理論在庫と実在庫が一致しない。向精神薬について、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 41 条に記載の数量以上の差異がある。
- 麻薬施用者免許番号の記載がない処方箋に基づき麻薬を交付してしまった。

⇒以上のような事案がありましたら、法律の規定に違反する場合がありますので、以下の連絡先まで御連絡下さい。その他ご不明な点がございましたら、同様に以下の連絡先まで御連絡下さい。

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課 麻薬毒劇物グループ 木戸・高田 TEL:06-6941-9078 (直通) FAX:06-6944-6701 E-mail:yakumu-g24@gbox.pref.osaka.lg.jp
